別記様式第３号（第３条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　住所

　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　川崎町長　　　　　　　　　　印

指定企業者不承認決定通知書

　　ようこそ川崎町へ企業立地応援条例第10条第１項の規定により　　　　年　　月　　日付けで申請のあった指定企業者の指定については、下記の理由により不承認と決定したので、同条例第10条第４項の規定により通知します。

記

　不承認の理由

（教示）

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して９０日以内に、川崎町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して９０日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求することができなくなります。

２　この処分については、この処分（この処分について上記１の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、川崎町を被告として（訴訟において川崎町を代表する者は、川崎町長となります。）、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。